



宮 崎 県 公 報

平成31年2月7日(木曜日) 第 3070 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称の変更……………(“ ”) 1	
○民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1	
○民有林の保安林の指定……………(“ ”) 2	
○保安林の指定予定の通知(6件)……………(“ ”) 2	
○保安林の指定施業要件の変更……………(“ ”) 3	
○道路の供用の開始……………(道路保全課) 3	

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告……………(税務課) 4
○基本測量終了の通知……………(管理課) 4
労働委員会告示
○個別的労使紛争の処理に関する要綱の一部を改正する告示…………… 4
県議会告示
○宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示…………… 6
正 誤
○昭和52年7月5日付け県公報(第5099号)中…………… 7

告 示

宮崎県告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ハロー薬局 神宮西町店	宮崎市	薬局	平成31年2月1日

宮崎県告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO	宮崎市	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO	在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO 宮崎	平成31年2月1日

宮崎県告示第82号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字岩屋敷5227-8(次の図に示す部分に限る。)、5227-7、5227-14、字荒斉尻5242-30(次の図に示す部分に限る。)、5242-1、字荒斉64(次の図に示す部分に限る。)、5265-2、5272
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第83号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷入下字トイキ1967-4(次の図に示す部分に限る。)、1972-2、1973-2、1973-3、1988-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第84号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 宮崎市高岡町五町字田ノ平3604-5
 - 2 指定の目的 干害の防備
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第85号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字八重字上鶴 518-イ-1
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第86号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字黒仁田5061-2から5061-4まで、5143
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第87号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字森より西南1942-1・1942-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第88号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字山ノ迫4041-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第89号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字岡松字七曲 631-30、642-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字七曲 631-30・642-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第90号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下日陰平4245-4、4245-5、4246-4、4246-5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字下日陰平4245-4・4245-5・4246-4・4246-5 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第91号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字滝ノ内4779-2、4784-1、4784-3、4784-4

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字滝ノ内4779-2・4784-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第92号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年2月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷宇納間字七郎ヶ平7077番4地先から同郡同町北郷宇納間同字7085番1地先まで	平成31年2月7日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
50ℓ券2枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
50ℓ券F 2800208～F 2800209

- 4 有効期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
串間市大束農業協同組合 揚原給油所
- 6 紛失年月日
平成31年1月21日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2988号により公告した基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）が平成31年1月8日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成31年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

労働委員会告示

個別的労使紛争の処理に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成31年2月7日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

宮崎県労働委員会告示第1号

個別的労使紛争の処理に関する要綱の一部を改正する告示

個別的労使紛争の処理に関する要綱（平成14年宮崎県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個別的労使紛争の範囲)</p> <p>第2条 労働相談及びあっせんの対象は、個々の労働者と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する事項についての紛争とする。ただし、<u>労働関係調整法（昭和21年法律第25号。以下「法」という。）第6条に規定する労働争議に当たる紛争及び労働相談又はあっせんの対象とすることが適当でないとして委員会が別に定める紛争を除く。</u></p> <p>(労働相談の実施)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(あっせんへの移行)</p> <p>第5条 <u>労働相談を行った後、労働相談の当事者の双方又は一方が希望する場合は、あっせんに移行するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合、事務局職員は、速やかに労働相談の内容及び当事者の主張の要点を整理して、会長に報告するものとする。</u></p> <p>(あっせんの申請)</p> <p>第6条 <u>前条に定めるほか、あっせんを希望する当事者は、次に掲げる事項を記載した書面により申請するものとする。</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 <u>前項の申請は、中小企業労働相談所を経由して行うこともできる。</u></p> <p>(あっせんの取下げ)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>(事情聴取等)</p>	<p>(個別的労使紛争の範囲)</p> <p>第2条 労働相談及びあっせんの対象は、個々の労働者と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する事項についての紛争とする。ただし、労働相談又はあっせんの対象とすることが適当でないとして委員会が別に定める紛争を除く。</p> <p>(労働相談の実施)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>労働相談の当事者があっせんを希望する場合は、次条第1項に規定するあっせんの申請手続について助言を行うものとする。</u></p> <p>(あっせんの申請)</p> <p>第5条 <u>あっせんを希望する当事者は、次に掲げる事項を記載した書面により申請するものとする。</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>その他申請に必要な事項</u></p> <p>2 <u>前項の申請は、中小企業労働相談所を経由して行うことができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による申請があった場合、その内容を会長に報告するものとする。</u></p> <p>(あっせんの取下げ)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(あっせんの開始)</p>

第7条 第6条第1項の規定によりあっせんの申請があったとき、会長は、速やかに担当職員を指名し、紛争当事者から事情を聴取させるものとする。

2 前項の規定による事情聴取の際、担当職員は、相手方である紛争当事者に対しあっせんに応ずるかどうかを確認するものとする。

(あっせん員の指名)

第8条 会長は、第5条及び第6条に基づいてあっせんを行うことが適当と認めるときは、法第10条の規定により作成された宮崎県労働委員会あっせん員候補者名簿に記載されている者の中からあっせん員を指名するものとする。

(あっせん員の任務)

第9条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。

2 あっせん員は、紛争当事者から請求があったときその他必要があると認めるときは、参考人から意見を聴くことができる。

3 あっせん員は、使用者に対し、労働者が委員会に労働相談又はあっせんの申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨、指導しなければならない。

(あっせんの場所)

第10条 あっせん員は、適当と認めるときは、紛争当事者の現地においてあっせんを行うことができる。

(あっせん案の提示)

第11条 あっせん員は、紛争当事者に対しいつでもあっせん案を提示することができる。

(あっせんの終結)

第12条 あっせんは、前条の規定による打ち切りの場合のほか、次に掲げる事由により終結する。

- (1) あっせんにより紛争が解決したとき
- (2) 紛争当事者間で自主的に紛争を解決したとき
- (3) あっせん申請の全部が取り下げられたとき

(報告)

第13条 担当職員は、あっせんの経過について適宜会長に報告するものとする。

2 担当職員は、前条に掲げる事由によりあっせんが終結したときは、その経過を書面によって報告するものとする。

3 会長は、前項の報告に基づき、その経過を総会及び知事に報告するものとする。

(あっせん員に対する報酬等)

第14条 あっせん員に対する報酬及び費用弁償については、専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年宮崎県条例第35号)の定めるところによる。

第7条 会長は、第5条第1項に基づくあっせんの申請があったときは、あっせん員及び担当職員を指名し、あっせんを開始するものとする。ただし、紛争の実情があっせんに適さないと認めるとき、又はあっせんによる紛争の解決は困難と認めるときは、あっせんを行わないことができる。

2 前項の規定によるあっせん員は、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定により作成された宮崎県労働委員会あっせん員候補者名簿に記載されている者の中から指名するものとする。

(あっせんの非公開)

第8条 あっせんは公開しないものとする。

(事情聴取等)

第9条 第7条第1項の規定により指名された担当職員は、速やかに被申請者から事情を聴取するものとする。

2 前項の規定による事情聴取の際、担当職員は被申請者に対し、あっせんに応ずるかどうかを確認するものとする。

(あっせん員の任務)

第10条 あっせん員は、あっせんの当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。

2 あっせん員は、あっせんの当事者から請求があったときその他必要があると認めるときは、参考人から意見を聴くことができる。

3 あっせん員は、使用者に対し、労働者が委員会に労働相談又はあっせんの申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨、指導しなければならない。

(あっせん案の提示)

第11条 あっせん員は、あっせんの当事者に対しいつでもあっせん案を提示することができる。

(あっせんの終結)

第12条 あっせんは、前条の規定による打ち切りの場合のほか、次に掲げる事由により終結する。

- (1) あっせんにより紛争が解決した場合
- (2) あっせんの当事者間で自主的に紛争を解決した場合
- (3) あっせん申請の全部が取り下げられた場合

(報告)

第13条 会長は、第7条によりあっせんを開始したとき及び第12条によりあっせんが終結したときは、その旨を知事に報告するものとする。

<p>(秘密を守る義務)</p> <p>第15条 あっせん員若しくはあっせん員であった者又は職員若しくは職員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第16条 この要綱は、船員職業安定法(昭和23年法律第 130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第 257号)第2条第4号の職員、地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法(平成15年法律第 118号)第47条の職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第 289号)附則第5項に規定する地方公務員(同法第3条第4号の職員を除く。)の勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りではない。</p> <p>(電子情報処理組織による手続等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、労働委員会が別に定める。</p>	<p>(秘密を守る義務)</p> <p>第14条 あっせん員又はあっせん員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第15条 この要綱は、船員職業安定法(昭和23年法律第 130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第 257号)第2条第2号の職員、地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法(平成15年法律第 118号)第47条の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第 289号)第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りではない。</p> <p>(電子情報処理組織による手続等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、委員会が別に定める。</p>
--	---

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

県議会告示

宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成31年2月7日

宮崎県議会議長 蓬 原 正 三

宮崎県議会告示第1号

宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

宮崎県議会情報公開条例施行規程(平成15年宮崎県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表(第13条関係)			別表(第13条関係)		
公文書の種別	交付する写し	金額	公文書の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの(単色刷りで、 <u>日本工業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。)	[略]	1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの(単色刷りで、 <u>日本産業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。)	[略]
	イ 複写機により複写したもの(多色刷りで、 <u>日本工業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。)	[略]		イ 複写機により複写したもの(多色刷りで、 <u>日本産業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。)	[略]
	[略]			[略]	
2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの(単色刷りで、 <u>日本工業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。)	[略]	2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの(単色刷りで、 <u>日本産業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。)	[略]
	イ 印刷物として出力した	[略]		イ 印刷物として出力した	[略]

<p>もの（多色刷りで、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>もの（多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
---	---

附 則

この告示は、平成31年7月1日から施行する。

正 誤

昭和五十一年七月五日付県公報（第五十九号）中

ページ	段	行	誤	正
六	下	十一	長週原	宮ノ前

--	--